

福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱

第1章 通則

第1条 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療に限る。以下同じ。）の指定等については、次の各号に掲げる関係法令等に定めるところによるほか、この要綱に基づき行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）
- (4) 福岡市自立支援医療費の支給に関する規則（平成18年規則第84号。以下「福岡市規則」という。）

第2条 指定自立支援医療機関の指定、変更又は取り消しは、福岡市保健福祉審議会の意見に基づいて行うこととする。

第3条 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会は、医療機関の自立支援医療に関する専門性を確認するために必要なときは、第1条のほか、必要な事項を基準として定めることができる。

第2章 指定・変更・更新の申請及び変更の届出

（指定・変更の申請）

第4条 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）を別表第1に掲げる様式により市長に提出しなければならない。

なお、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うこととする。

- 2 指定自立支援医療機関の指定を受けた事項のうち、規則第57条第1項第5号に規定する担当しようとする自立支援医療の種類を変更（例えば、整形外科に関する医療から形成外科に関する医療への変更）しようとする者（以下「変更申請者」という。）は、変更の申請（以下「変更申請」という。）を別表第1に掲げる様式により市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別表第4に掲げる様式により速やかに申請者又は変更申請者に通知するものとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

る。

(変更の届出)

第5条 指定自立支援医療機関は、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更の届出を行うべき事項に変更を生じた場合は、法第64条の規定に基づき、変更の届出(以下「変更届出」という。)を別表第2に掲げる様式により市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜別表第4に掲げる様式による質問や指導を行うこととする。

(指定の更新)

第6条 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者(以下「更新申請者」という。)は、指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書(以下「更新申請書」という。)を別表第3に掲げる様式により市長に提出しなければならない。なお、当該更新申請書の提出の際、変更申請及び変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出を提出しなければならない。

2 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別表第4に掲げる様式により速やかに更新申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 市長は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関への指導を行うこととする。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこととする。

2 市長は、指定自立支援医療機関の指定(更新を含む。以下この項において同じ。)、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、法第69条の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障がい者、障がい児の保護者及びその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知することとする。

第3章 審査(確認)

第8条 審査(確認)については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

(1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がいの治療を行っていること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

なお、腎移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、腎移植術実施施設又は腎移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により腎移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護

事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定
居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若
しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条
の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則とし
て現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規
程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必
要な職員を配置していること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医
師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指
定自立支援医療機関において、障がいの治療に対する診療時間が十分に確保され、
当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師に
よる応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差
し支えない。

イ それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従
事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法
律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞ
れの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院
等を指すものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療
を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、ア及びイに掲げる要件のほ
か、次の事項についても審査すること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内
容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植
経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移
植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、腎移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は腎移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

第4章 その他届出等

第9条 規則第63条第1号の規定により、業務の休止、廃止、又は再開する指定自立支援医療機関の開設者等は、指定自立支援医療機関休止・廃止・再開届出書を様式第14号により市長に提出しなければならない。

2 規則第63条第2号の規定に該当する指定自立支援医療機関の開設者等は、処分届出書を様式第15号により市長に提出しなければならない。

3 法第65条の規定により、指定の辞退をしようとする指定自立支援医療機関の開設者等は、指定自立支援医療機関辞退申出書を様式第16号により市長に提出しなければならない。

4 法第68条第1項の規定による指定の取消しをしたときは、指定自立支援医療機関指定取消通知書を様式第17号により、当該指定を取り消された者に通知するものとする。

第5章 雑則

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(前要綱の廃止)

2 福岡市更生医療機関指定要綱(平成16年3月29日保健福祉局長決裁)は廃止する。
(経過措置)

3 前項の要綱に基づく決定事項は、本要綱により決定したものとみなす。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(肝臓機能障害の追加)

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の福岡市自立支援医療費の支給に関する規則の規定により作成された様式第8号から第12号及び第16号から第20号、第24号から第26号、第30号から第33号は、この要綱による改正後の福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の規定により作成された様式第1号から第3号及び第6号から第8号、第11号から第16号は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。